

平成20年度納税通知書を送付します

納税通知書には、課税の根拠、税率、年税額、納期、納期ごとの税額、納付場所のほか、納期限までに納付しなかった場合の措置や課税内容に不服がある場合の申し立ての手続き等について記載しています。

◆固定資産税

納税義務者 1月1日現在において、町内に土地・家屋・償却資産を所有されている方。

発送時期 5月中旬に送付します。

◆国民健康保険税

納税義務者 国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主。

発送時期 ●5月中旬に、仮算定（第1期、第2期）分を送付します。

※この2回分の税額は、昨年度の税額を参考に仮算定したものです。

●本年度（平成20年4月以降に加入された方を含む）の保険税額は7月に決定しますので、第3期以降の8回分をまとめて7月中旬に送付します。

◆軽自動車税

納税義務者 4月1日現在において、バイクや軽自動車などを所有されている方。

発送時期 5月中旬に送付します。

※**軽自動車税納税証明書（継続検査（車検）用）**について

- 金融機関等の窓口で納付される方
納税通知書の下部分が納税証明書になっています。
- 口座振替で納付される方
6月中旬ごろ、納税義務者あてに送付します。

※6月上旬に車検をされる方へ

口座振替の方で、5月31日から6月上旬に車検の場合は、「車検用の納税証明書」を発行しますので、口座振替が済んでいることが確認できる通帳・車検証・印鑑を税務課納税係までご持参ください。

問い合わせ先

役場税務課 ☎286-3111
 住民税係 内線 141・142・355
 納税係 内線 143・144
 固定資産税係 内線 145・146

◆町県民税

納税義務者 1月1日現在、町内に居住し、平成19年中に一定以上の所得があった方。

※平成20年1月2日以降に町外に転出された方
⇒平成20年度分は、益城町で課税されます。

※平成20年1月2日以降にお亡くなりになった方
⇒平成20年度分は、課税されます。この場合、納税通知書は、相続人に送付されます。

発送時期 6月上旬に送付します。

※給与から町県民税を天引きされている方の納税通知書は、5月中旬に事業所あてに送付します。

国民健康保険税の特別徴収が始まりました。

国保被保険者全員（世帯主も国保被保険者に限る）が65歳から75歳未満の世帯の国民健康保険税は、世帯主が受給している年金（平成20年4月分より）から天引き（特別徴収）が開始となりました。

◎平成20年度各税目の納期月

	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税
4月				
5月		《1期》	《1期》仮算定	《全期》
6月	《1期》		《2期》仮算定	
7月		《2期》	《3期》本算定	
8月	《2期》		《4期》	
9月			《5期》	
10月	《3期》		《6期》	
11月			《7期》	
12月		《3期》	《8期》	
1月	《4期》			
2月		《4期》	《9期》	
3月			《10期》	